

静岡県公立高等学校初任者研修実施要領

1 趣旨

この要領は、静岡県教育委員会年次別研修事業実施要綱（平成31年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第20条の規定に基づき、高等学校の初任者研修の実施に関し、必要な事項を定めることとする。

2 対象者

実施要綱第3条に規定する者のうち、高等学校に勤務するものとする。ただし、初任者研修を実施する年度の4月2日以降に任用されたものを除く。

3 校内研修

- (1) 実施要綱第5条に規定する校内研修は、校内で実施する研修とし、チーム研修、定期報告、その他の研修とする。
- (2) 校内研修は、授業力の向上に関する内容を中心に扱うものとし、年間300時間以上実施する。
- (3) チーム研修は、初任者が複数の教員とともに自律的、主体的に学び合うことにより、お互いの資質能力の発揮、向上を目指すものとし、年2回以上、1回30分から1時間程度を確保する。
- (4) 定期報告は、初任者が面談担当者と1対1の定期的な対話を行うものとし、年12回程度、1回30分程度を確保する。
- (5) その他の研修は、講話、授業設計、授業評価、研究授業、授業参観、その他校長が必要と認めるものとする。

4 校外研修

- (1) 実施要綱第5条に規定する校外研修は、校外で実施する研修とし、自主研修及び静岡県総合教育センター（以下「センター」という。）が企画し、運営する研修（以下「センター研修」という。）とする。
- (2) 自主研修は、初任者が自己のキャリアデザインに応じ、自律的、主体的に計画し実施するものとし、日数は2日とする。
- (3) 自主研修に要する旅費は、初任者1人について静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）の決定額以内とする。
- (4) センター研修は、初任者の所属校における校内研修を補完するものとし、日数は10日とする。

5 年間指導計画書

校長は、県教委が作成した年間研修計画に基づき、所属における初任者の初任者研修について、初任者研修年間指導計画書（様式第1号）を作成し、静岡県総合教育センター所長（以下「センター所長」という。）に提出する。

6 研修実施報告書

- (1) 初任者は、初任者研修終了後に初任者研修実施報告書（様式第2号）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、提出された初任者研修実施報告書をセンター所長に提出する。

7 年間指導報告書

校長は、初任者研修終了後、初任者研修年間指導報告書（様式第3号）を作成し、センター所長に提出する。

8 研修の欠席等

- (1) 校長は、次に掲げる初任者がいる場合、県教委が別に定める「欠席・変更届」を作成し、センター所長に提出する。

ア センター研修を欠席する者

イ 初任者研修の全部又は一部を次年度以降に延期する者

ウ 改姓がある者

- (2) 校長は、(1)のイに該当する初任者に対して実施した初任者研修に関し、初任者研修指導報告書（様式第3号）を作成し、センター所長に提出する。

9 委任

この要領に定めるもののほか、初任者研修の実施に関し、必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（旧要領の廃止）

- 2 静岡県公立高等学校初任者研修実施要領（平成23年4月1日施行）は、平成31年3月31日をもって廃止する。

(前期)

研修名	報告・感想
校内研修 (チーム研修)	
校内研修 (定期報告)	
校内研修 (その他の研修)	
校外研修 (自主研修)	
校外研修 (センター研修)	

(中期)

研修名	報告・感想
校内研修 (チーム研修)	
校内研修 (定期報告)	
校内研修 (その他の研修)	
校外研修 (自主研修)	
校外研修 (センター研修)	

(後期)

研修名	報告・感想
校内研修 (チーム研修)	
校内研修 (定期報告)	
校内研修 (その他の研修)	
校外研修 (自主研修)	
校外研修 (センター研修)	
次年度への抱負 今後の課題	

(ふりがな) 校内指導教員 職・氏名	
-----------------------	--

研修名	所見
校内研修 (チーム研修・定期報告・ その他の研修)	
校外研修 (自主研修)	
次年度への期待 今後の課題	